

# 建交労 ひかい

2025年10月号  
 発行：建交労 No.259  
 岐阜農林建設連合支部  
 〒501-4234  
 郡上市八幡町五町1-4-15  
 電話 0575-67-1582

## すべての労災・職業病の根絶をめざす

### 真摯な謝罪と

### じん肺被害再発防止の誓約が和解成立に不可欠だ

### 三井金属じん肺3陣訴訟 第16回弁論開廷

9月10日、岐阜地方裁判所304号法廷で神岡じん肺第3陣訴訟の弁論が開かれました。

救援会のみなさんら14名が傍聴応援に駆け付けました。

前回の進行協議で裁判所は、部分和解(原告6名中2名)の提案を行いました。

この提案を受け、原告は9月2日に「和解についての意見書」を裁判所に提出しました。

岡本浩明弁護士事務局長が、法廷で意見書の要旨を陳述しました。

1、原告ら6名全員の和解を求める。

被告の安全配慮義務違反、原告らのじん肺による損害は、先行した訴訟により確

定していることからやはり争いようがない。

早期解決のために全員和解で解決すべきだと考える。

2、真摯な謝罪とじん肺被害の再発防止の誓約が不可欠。

加害企業が悲惨なじん肺被害を発生させたことについて真摯に反省し原告らに謝罪すること、二度と同じ

過ちは繰り返さないという決意のもとに再発防止を行うことを、第1陣提訴より一貫して強く求めて運動を行ってきた。

謝罪と再発防止の誓約は和解にあたって不可欠だ。

弁論終了後、報告集会を行いました。

岡本弁護士から進行協議で被告が「部分和解なら応

じる」と返答したことについて伝えました。

原告は「和解についての意見書」を提出し謝罪と誓約を求めています。

被告の発言がどこまで本気なのか疑問がありますが、勝利和解解決のためにさらに運動をすすめましょう。

次回期日は、11月19日、次回期日は12月24日です。

次次回期日では、原告の尾形さん、長田さん、被告側1名(鉛精錬について)の尋問が行われます。

来年5月〜6月には医師の証人尋問が予定されています。

証拠調べが終了すると結審・判決となります。

第3陣訴訟も最後の大きな山場を迎えます。

## じん肺診査ハンドブック改訂案の修正を求める請願署名 拙速な改定によるじん肺被災者救済後退は許さない！

今回の改定案では、続発性気管支炎について痰の「好中球エラスターゼ値を確認することが望まれる。」という文言が追加されました。しかし、国の事前研究では基準値を設定することができておらず、適正に判断できるものではありません。この検査で判断されると、現在、続発性気管支炎で労災決定を受け療養中の被災者の休業補償などが打ち切られるおそれがあります。

また、じん肺管理区分決定ではエックス線写真で決定するとしながら、CT 検査の有用性がいたるところで記載されています。このような曖昧な内容により、じん肺管理区分決定などが正しく行われず、新たな被災者が救済されない危惧があります。

ハンドブック改悪を許さないために一人でも多くの署名をお願いします。

### 【請願項目】

じん肺診査ハンドブック改訂の際に、

- 1.合併症に関する検査「続発性気管支炎」について「膿性たんの客観的な指標として、たんの好中球エラスターゼ値があり、膿性痰が持続する場合には検査して確認することが望まれる」の文言を削除すること。
- 2.胸部 CT 画像の取り扱いに関し、CT 所見はあくまでも参考までとし、「管理区分2以上が疑われ、胸部エックス線写真においてじん肺陰影以外の異常陰影が認められた場合、その陰影を詳細に検討する際に胸部 CT 検査が極めて有用である」「CT 画像をじん肺審査の際に参考とすることを妨げているのではなく、特にじん肺所見があると総合的に判断する場合に利用して差し支えない」との文言は削除すること。

請願署名 集約目標 1人10名に声がけしよう！

提出期限 10月10日(金)

# 第36回 なくせじん肺全国キャラバン

今年もわたしたちの要求実現のため奮闘しましょう！

多くの皆様のご参加をお願いします

日程

10月7日	09時30分～	高山市
	13時15分～	飛騨市
10月8日	09時～	多治見市
	11時～	土岐市
	14時～	瑞浪市
10月9日	10時～	岐阜労働局 4B 会議室
	13時～	岐阜県
10月10日	10時30分～	経産省
	13時30分～	岐阜市
	15時30分～	羽島市
10月23日	12時～	東京集結集会
10月24日	10時～	三井金属(株)要請行動・国会請願デモ

# 1次認定終了 来年2月和解か

## 福井地裁 第5回弁論

9月17日、福井地裁で「トンネルじん肺根絶第8陣北陸中部訴訟」の第5回弁論が開かれました。福井・富山・岐阜の原告、支援する仲間が約50名集まりました。

裁判長は、「9月10日に一次認定票を送付した。11月19日に二次認定の予定」だと今後のスケジュールについて説明しました。

吉川健司弁護士事務所長は「(一次認定から)大幅な変更はないと思う。すみやかな和解を」と早期解決を訴えました。

弁論終了後、報告集会を行いました。

坪田康男弁護団長は「全員、17か月を超えて職歴認定がなされた。統一和解基準による和解ができる。最後まで気を抜かずやる」と和解解決に向けて決意を述べました。

吉川弁護士から弁論内容について「一次認定から大幅に変更されることはないと思う。二次認定に向けて裁判所が金額の割り付けを行う。早くしてもらおうよう見守る。2月頃和解できるのではないか。第1回弁論から1年以内の和解が実現できそうだ。」と説明がありました。

弁護団の説明を受け、原告のみなさんに笑顔が広がりました。

福井県労連 事務局長の田中さんから「働く人が大切にされていない現場が多々あることを実感。裁判の応援など、こちらから出向いて支援を行っていく」と支援の挨拶がありました。

次回弁論は、12月3日(水)です。

## 療養モラル4基準

**1.不正請求を絶対しない。**

**事実と法令の定めにしたがって請求する。**

**2.療養妨害をしない。**

**社会復帰の努力をおこなう。**

**3.主治医の指導のもとに社会復帰計画を立てる。**

**4.地域で信頼される生活態度に努力する。**

## 2025年9月の活動報告

- 9/1 尾形行政訴訟 進行協議  
 9/5 労災申請について主治医相談 @県立多治見病院  
 9/7 県労連 定期大会 @ケアハウスささゆり  
 9/10 神岡3陣訴訟 弁論 @岐阜地裁304号法廷  
 9/17 トンネルじん肺根絶8陣訴訟 弁論 @福井地裁  
 9/18 執行委員会 @郡上市文化センター  
 9/24 なくせじん肺全国キャラバン実行委員会 @リモート参加  
 9/27 職業病健康相談会 @笠松町

## 2025年10月の活動予定

- 10/3 神岡じん肺訴訟 弁護団会議 @リモート参加  
 10/6 なくせじん肺キャラバン @愛知労働局  
 10/7 なくせじん肺キャラバン @高山市・飛騨市  
 10/8 なくせじん肺キャラバン @多治見市・土岐市・瑞浪市  
 10/9 なくせじん肺キャラバン @岐阜労働局・岐阜県  
 10/10 なくせじん肺キャラバン @経産省・岐阜市・羽島市  
 10/15 なくせじん肺キャラバン @愛知行動  
 10/23~24 なくせじん肺全国キャラバン東京行動  
 10/26 岐阜県本部 定期大会 @虹の家  
 10/29 トンネルじん肺根絶8陣訴訟 弁論 @東京地裁

## 編集後記

今年も無事に？稲刈りが済んだ。

黄金色に色づいた稲の収穫はこれまでの苦労が報われて幸せ：なんてことはここ数年みじんも思えない。

そう、今年も20アール田んぼの約4分の1のコシヒカリが、稲刈り1週間前の夕立ちで倒伏したのです。

しかも水はけは超がつくくらい悪い田んぼだったので、そこだけ手作業での刈り取り作業をすることになった。

近所のみんなもわらわらと見物にきたらしい。

夫は、恥ずかしいのと暑さで疲れて「もう、来年から稲作はやめる！」と手伝いにきた弟相手に癩癩まで起こしたと後から聞いた。

「おかしいなあ、追肥も標準よりずいぶん控えて倒れるわけがないのにどうしたんだろう？しかも一部だけ線で引いたように倒れるなんて。」弟と3人で話していたら、夫がぼそつと「そこだけ追肥を2倍量まいてまった。あとは気付いたで大丈夫」と白状した。

全然大丈夫じゃないじゃん、しかも自分の失敗を隠して弟と私に八つ当たりしたんかい、本当にどうしようもない男である。

